○農林水産省告示第二千八百十八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十一月十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

山梨県都留市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八百十九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十一月十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

山梨県山梨市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

山梨市（次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び山梨市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八百二十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十一月十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

山梨県都留市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八百二十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十五年十一月十四日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

山梨県都留市（次の図に示す部分に限る。）

二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐は、択伐による。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山梨県庁及び都留市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千八百二十二号

農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和二十五年法律第百七十五号）第十九条の十において準用する同法第十七条の六第一項の規定に基づき、ビーシーエス・エコ・ギャランティー・ジーエムビーエイチが認定に関する業務を行う事業所について、平成二十五年十月十六日をもってその所在地を次のとおり変更する届出があったので、同条第二項の規定に基づき公示する。

平成二十五年十一月十四日

農林水産大臣　林　芳正

変更前の事業所の所在地　変更後の事業所の所在地

ドイツニュルンベルグ市ズルツバッハー通り七十九　ドイツニュルンベルグ市マリエントルグラベン三―五

○国土交通省告示第千百六号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第五十五条の二第三項において準用する同法第四十六条の規定に基づき、航空保安無線施設の名称、位置等に関する告示（昭和五十二年運輸省告示第六百七号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十一月十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

第二項の表三宅島ＶＯＲの項を削る。

第四項の表山形ＩＬＳの項中「平成25年９月19日から平成25年11月13日まで供用休止」を「平成25年11月14日から供用再開」に改める。

第五項の表三宅島ＤＭＥの項中「ＭＪＥ」を「ＭＪＤ」に、「三宅島ＶＯＲと組合せＶＯＲ／ＤＭＥとして運用」を「なし」に改める。

附　則

この告示は、公布の日から施行する。ただし、第二項の表三宅島ＶＯＲの項、第五項の表三宅島ＤＭＥの項の改正規定は平成二十五年十二月十二日から施行する。

○国土交通省告示第千百七号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第二百九条の規定に基づき、航空機の位置通報点に関する告示（昭和三十七年運輸省告示第三百九十八号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十一月十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

第一表三宅島ＶＯＲの項を削り、玖珂タカンの項の次に次のように加える。

雄山ＶＯＲ	Ｎ34°04′Ｅ139°34′

同表サカックの項を削り、大分ＶＯＲの項の次に次のように加える。

ヨシ	Ｎ33°10′Ｅ138°57′
八丈島ＶＯＲ	Ｎ33°07′Ｅ139°47′

同表グレグの項を削る。

第二表サカックの項及びグレグの項を削る。

附　則

この告示は、平成二十五年十二月十二日から施行する。

○国土交通省告示第千百八号

航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第三十七条第二項の規定に基づき、航空路の指定に関する告示（昭和五十三年運輸省告示第百九十七号）の一部を次のように改正する。

平成二十五年十一月十四日

国土交通大臣　太田　昭宏

別表Ａ1の項1イを次のように改める。

別表Ａ1の項2中「三宅島ＶＯＲから真方位262°41′及び252°41′」を「八丈島ＶＯＲから真方位291°14′及び262°22′」に、「真方位72°41′及び82°41′」を「真方位89°36′及び99°36′」に改める。

イ　八丈島ＶＯＲ（Ｎ33°07′Ｅ139°47′）